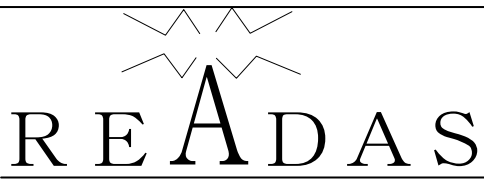


第 5522 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月 2日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 海外勤務の従業員のマイナンバー

**Q**：海外勤務をしている従業員の扶養控除等申告書にマイナンバーの記載はどうしたらいいですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

海外勤務が1年以上で従業員が非居住者に該当する場合は、扶養控除等申告書の提出は不要ですので、海外勤務が1年未満の人の取り扱いになります。

- ① 本国から給与の支給を受ける場合
- 平成27年10月5日より前に海外勤務になった場合  
帰国するまでは、従業員本人のマイナンバーは不要ですが、扶養親族が国内に居住してマイナンバーの指定を受けているのであれば、平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書については、記載が必要です。
  - 平成27年10月5日以後に海外勤務になった場合  
平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書については、従業員及び扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。
- ② 海外勤務先からだけ給与を受ける場合  
国内で勤務していた会社には扶養控除等申告書の提出は不要です。また、海外勤務先が居住者に対して、国内において給与等の支払を行うことがない限りは、扶養控除等申告書の提出は不要です。

